

第 59 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例
(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号ア(オ)中「第30条の33第1項第4号」を「第30条の33第1項第3号」に改め、同号ア(キ)中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

(障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第2条 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「同条第16項」を「同条第18項」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3号、第56条第2項並びに第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(熊本県子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 熊本県子ども・子育て会議条例(平成25年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）の施行等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。